

大阪市教育委員会バナー広告掲載要領

(趣旨)

第1条

この要領は、大阪市広告掲載要綱に定めるもののほか、大阪市教育委員会事務局が管理運営する大阪市教育委員会ホームページ及び、大阪市立中央図書館が管理運営する大阪市立図書館 Web サイトにおける、バナー広告の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載場所、及び枠数)

第2条

広告の掲載場所、及び枠数は、別途大阪市教育委員会バナー広告募集要項に定める。

(広告の掲載基準)

第3条

次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。なお、広告掲載中であっても、該当するに至った場合は同様とする。

- (1) 大阪市広告掲載要綱第4条の規定に定めるもの
- (2) 大阪市教育委員会広告掲載取扱基準の規定に定めるもの

(広告の掲載期間)

第4条

広告掲載期間は、原則として1か月単位とする。

- 2 メンテナンス等により Web サイトを閉鎖する間も掲載期間に含まれるものとする。

(広告の規格)

第5条

広告の規格は別途大阪市教育委員会バナー広告募集要項に定める。

(広告掲載の承認)

第6条

教育長は、広告掲載の申込みを受けたときは、その掲載の可否を決定しなければならない。

- 2 広告掲載の可否について疑義が生じた場合は、大阪市広告掲載要綱第7条により、大阪市広告

審査委員会で審査を受けなければならない。

3 教育長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果等について、広告掲載希望者に広告掲載決定通知書を通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第7条

広告主は、広告原稿を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の取消)

第8条

教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載期間中であっても、その掲載を取り消すことができる。

(1)本市の名誉または、信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があった場合

(2)倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなった場合、または広告取扱業者がその社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合

(3)教育委員会の業務上やむを得ないとき、その他特に必要と認めるとき

(広告主の責務)

第9条

広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先)

第10条

広告主は、広告のリンク先を変更するときは、教育長に別に定める書類を、指定した期日までに提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。